

210mm(表紙の裏面です)

C'

210mm

B'

207mm

A'

重要事項説明書 契約概要・注意喚起情報

契約概要

この「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要な事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。この「契約概要」は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「普通共済約款」および「特約条項」に記載しておりますのでご確認ください。また、ご不明な点については当共済会までお問い合わせください。

1 商品のしくみ

商品の名稱：ペット共済（ペット）

共済商品の特徴：この共済は、家庭で飼育されている犬または猫が、病気やケガで所定の通院・入院・手術を受けたときに、限度額の範囲内で治療費の一定割合を保障する共済です。

2 主契約の支払事由および共済金額

共済金の種類	支払事由 (共済金をお支払いする場合)	支払金額
通院共済金	動物病院等に通院し、獣医師の治療を受けたとき	通院による治療1日について、実際に負担した治療費用に保障割合を乗じた額
入院共済金	動物病院等に入院し、獣医師の治療を受けたとき	入院による治療1日について、実際に負担した入院費用に保障割合を乗じた額
手術共済金	動物病院等で獣医師による手術を受けたとき	手術1回について、実際に負担した手術費用に保障割合を乗じた額※

※同一の傷病で2種類以上の手術を受けた場合は、もつとも治療費の高い1種類のみを対象としてお支払いします。また、2回以上に分けて受けた一連の手術についても、1回の手術とみなしてお支払いします。

●動物病院等に支払う費用でも、保障の対象となる治療費用に含まれないものがあります。**共済が払われない場合**をご確認ください。

●3つの加入プランからお選びいただけます。

保障割合	通院したとき (通院共済金)		入院したとき (入院共済金)		手術を受けたとき (手術共済金)	
	年間 70万円 まで	年間 70万円 まで	年間 70万円 まで	年間 70万円 まで	年間 70万円 まで	年間 70万円 まで
シルバープラン 50%	1日 10,000円 まで	1日 10,000円 まで	1回 10万円 まで(年2回)	1日 10,000円 まで	1日 10,000円 まで	1回 10万円 まで(年2回)
	年間 70万円 まで	年間 70万円 まで	年間 70万円 まで	年間 70万円 まで	年間 70万円 まで	年間 70万円 まで
ゴールドプラン 70%	1日 12,000円 まで	1日 12,000円 まで	1回 12万円 まで(年2回)	1日 12,000円 まで	1日 12,000円 まで	1回 12万円 まで(年2回)
	年間 70万円 まで	年間 70万円 まで	年間 70万円 まで	年間 70万円 まで	年間 70万円 まで	年間 70万円 まで
プラチナプラン 100%	1日 15,000円 まで	1日 15,000円 まで	1回 15万円 まで(年2回)	1日 15,000円 まで	1日 15,000円 まで	1回 15万円 まで(年2回)
	年間 70万円 まで	年間 70万円 まで	年間 70万円 まで	年間 70万円 まで	年間 70万円 まで	年間 70万円 まで

●1日または1回あたりの支払共済金額、年間の支払共済金額には、上記の表とおり上限があります。

●プラン変更は、更新時に限り可能です。契約途中で変更することはできません。保障割合の低いプランから高いプランへ変更する場合は、審査が必要となり審査結果により条件付き変更または変更不可となる場合がございます。

契約日

ケガの場合 申込日又は共済基本料受領日のどちらか遅い日の翌日より保障開始

病気の場合※ 記載日を含む 31日目 申込日又は共済基本料受領日のどちらか遅い日の翌日から保障開始

ガンの場合※ 記載日を含む 91日目 申込日又は共済基本料受領日のどちらか遅い日の翌日から保障開始

※次年度以降に契約が更新された場合、更新後の契約には免責期間がなく、更新日初日から保障が開始されます。

※免責期間（待機期間）中に発症した（疑い含む）疾患については、免責期間（待機期間）終了後も保障の対象となります。

●詳細については「普通共済約款」および「特約条項」に記載しておりますのでご確認ください。また、ご不明な点については当共済会または取扱代理店までお問い合わせください。

3 共済期間

共済期間は1年間です。共済期間の満了日の1か月前までに更新を希望されない旨のお申し出がない、更新後契約の共済基本料が払込まれた場合、満了日の翌日以降は共済契約は更新されます。

●動物病院等に支払う費用でも、保障の対象となる治療費用に含まれないものがあります。**共済が払われない場合**をご確認ください。

●3つの加入プランからお選びいただけます。

保障割合	通院したとき (通院共済金)	入院したとき (入院共済金)	手術を受けたとき (手術共済金)
シルバープラン 50%	年間 70万円 まで	年間 70万円 まで	年間 70万円 まで
	1日 10,000円 まで	1日 10,000円 まで	1回 10万円 まで(年2回)
ゴールドプラン 70%	年間 70万円 まで	年間 70万円 まで	年間 70万円 まで
	1日 12,000円 まで	1日 12,000円 まで	1回 12万円 まで(年2回)
プラチナプラン 100%	年間 70万円 まで	年間 70万円 まで	年間 70万円 まで
	1日 15,000円 まで	1日 15,000円 まで	1回 15万円 まで(年2回)

●1日または1回あたりの支払共済金額、年間の支払共済金額には、上記の表とおり上限があります。

●プラン変更は、更新時に限り可能です。契約途中で変更することはできません。保障割合の低いプランから高いプランへ変更する場合は、審査が必要となり審査結果により条件付き変更または変更不可となる場合がございます。

●特定疾病不担保特約

特定の疾病・ケガに関する治療費・薬代等の通院費について保険の対象から除外する場合に適用されます。ご契約前に疾病やケガが発症している場合は、該当する治療費は保険の対象外となります。

●特約が付帯する場合、共済証券に特定疾病・ケガが記載されます。

●特別特定疾病不担保特約

7才以上で下記に該当する場合、健康状態に関係なく特別特定疾病不担保特約付帯でのお引受けとなります。

●7才以上で未遊妊・未去勢の場合

オス：前立腺肥大・会陰ヘルニア・直腸憩室形成・肛門周囲腺腫

メス：子宮膜症・子宮蓄膿症・子宮筋腫・卵巣腫瘍・子宮水腫・乳腺腫瘍

●9才以上

（7才以上で未遊妊・未去勢の場合の特定疾病）

+ 腎不全・甲状腺機能亢進症／低下症

●特別特定疾病不担保特約は終身特約となります。

●健康状態により別途引受け条件が追加となる場合がございます。

●健康状態により別途引受け条件が追加される理由があるときは、当共済会は、更新前契約において告知義務違反による解除の理由があるときは、当共済会は、更新契約を解除することができます。

5 共済基本料および共済基本料払込に関する事項

●共済基本料：共済基本料は、保障の対象となるベットについて、犬または猫の、年齢別に異なります。共済基本料の支払方法には、年払と月払があります。更新後の共済基本料は、更新日時点の共済基本料率を適用します。

●割引制度：共済基本料の割引制度には、次のものがあります。

割引制度	割引率	割引制度の概要
多頭割引	3%	すでに当共済会のベットに加入のベットがいる場合、2頭を比べて共済基本料の低い方を多頭割引の適用となります。※同時加入両も適用
無事故割引	5%	共済金の支払がなく共済期間が満了し、契約の更新をした場合に、更新後の契約に適用する割引です。

●共済基本料の払込方法には年払と月払があります。更新期間は、その端数は切り上げます。

●月払契約の場合、解約返戻金はありません。

●初年度に解約の場合、事務手数料は返戻されません。

●実際にご契約いただく共済基本料、払込方法、払込経路については、ベット共済契約申込書にてご確認ください。

1 クーリングオフ

●申込書を記入していただいた日、またはこの「重要事項説明書」をお受け取りいただいた日、いずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込の撤回することができます。この場合、お支払いいただいた金額は全額お返し致します。

●クーリングオフは、郵便（ハガキ・封書など）により前述の期間（8日以内の消印有効）に当共済会までお申込ください。郵便には、クーリングオフをする旨を明記し、ご契約者のご署名・ご捺印、ご契約者の住所・電話番号、ご契約の申込日をご記入ください。

一般社団法人 日本ベット共済
書面の郵送先
〒659-0092 宝庫県芦屋市大原町5-17
DANビル 3F クーリングオフ係

2 告知義務

①告知義務について

共済契約者および被共済者には、保障の対象となるベットの健康状態などについて告知をしていただく義務があります。共済は多数の人々が共済基本料を出し合って、相互に保障しあう制度です。したがって、はじめから健康状態のよくないベットが無条件で加入されますが、共済基本料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、ベットの飼育の目的や現在の健康状態、過去の傷病歴、先天性異常、ワクチン接種状況、同一ベットを対象とするほかのベット保険等（以下、他の契約）の加入状況等について申込書および告知書等で当共済会があたずねることについて、実事をおひまに正確にもれなくお知らせください。告知いただいた内容によって、引受けの可否を判断いたします。また、ご契約加入後に、他の契約を締結または変更するときはあらかじめ、他の契約があることを知ったときは遅滞なく、書面をもってその旨を当共済会に申し出て、承認を請けなければなりません。

②告知受領権について

告知受領権は当共済会が有しています。代理店は告知受領権がなく、代理店に口頭でお話ししておられたことを証明するため、書面をもってその旨を当共済会に示す必要があります。

●特約が付帯する場合、共済証券に特定疾病・ケガが記載されます。

●特別特定疾病不担保特約

7才以上で下記に該当する場合、健康状態に関係なく特別特定疾病不担保特約付帯でのお引受けとなります。

●7才以上で未遊妊・未去勢の場合

オス：前立腺肥大・会陰ヘルニア・直腸憩室形成・肛門周囲腺腫

メス：子宮膜症・子宮蓄膿症・子宮筋腫・卵巣腫瘍・子宮水腫・乳腺腫瘍

●9才以上

（7才以上で未遊妊・未去勢の場合の特定疾病）

+ 腎不全・甲状腺機能亢進症／低下症

●特別特定疾病不担保特約は終身